



島根県報

平成20年 4月30日 (水)
第 1,978 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (消 防 防 災 課) 1

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (") 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 5

県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 整 備 課) 6

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止地区の指定に係る公聴会の開催 (森 林 整 備 課) 6

特定調達公告

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援 (病 院 局) 7

サービス業務に係る随意契約の相手方等 (") 7

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等 (") 7

人委告示

平成20年度島根県警察官(大学卒)採用試験の実施 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第48号)

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。(第4条・第11条・第14条の4関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改める。

第11条第2項中「50万円」を「51万円」に改める。

第14条の4第2項中「137,000円」を「137,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141番地	平成20年3月31日
小林薬局 藤ヶ瀬店	仁多郡奥出雲町横田1193番地32	平成20年4月8日
上田歯科医院	松江市殿町102	平成20年4月1日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
津和野町	鹿足郡津和野町日原54番地25	訪問看護ステーションせきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年3月31日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地1	特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地1	平成20年4月1日

島根県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141番地	平成20年3月30日
ジオ薬局 北松江店	松江市末次町60	平成20年3月31日
山辺歯科医院	出雲市湖陵町三部560 - 2	平成20年3月31日
西島歯科医院	浜田市田町104の8	平成20年4月1日
松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋2105 - 24	平成20年3月31日
医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	平成20年3月31日
上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2F	平成20年3月31日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	訪問看護ステーション せきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年 3月30日
社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町二丁目19番地	出雲医師会立平田訪問看護ステーションコスモス	出雲市平田町2112番地 1	平成20年 3月31日

島根県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
津和野町	鹿足郡津和野町日原54-25	訪問看護	訪問看護ステーション せきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年 3月31日
津和野町	鹿足郡津和野町日原54-25	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション せきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年 3月31日
津和野町	鹿足郡津和野町日原54番地25	介護老人保健施設	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年 3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年 3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年 3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年 3月31日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年 3月31日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地 1	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ 居宅介護支援事業所のどか	出雲市平田町2791番地 1	平成20年 4月 1日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地 1	訪問看護	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地 1	平成20年 4月 1日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地 1	介護予防訪問看護	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町2791番地 1	平成20年 4月 1日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	福祉用具貸与	株式会社 原商 松江事業所	松江市西法吉町36番地28号	平成20年 4月21日

株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	介護予防福祉用具貸与	株式会社 原商 松江事業所	松江市西法吉町36番地28号	平成20年4月21日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	特定福祉用具販売	株式会社 原商 松江事業所	松江市西法吉町36番地28号	平成20年4月21日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	介護予防特定福祉用具販売	株式会社 原商 松江事業所	松江市西法吉町36番地28号	平成20年4月21日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、1番地1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 たんぼぼ	隠岐郡隠岐の島町港町天神原11-14	平成20年2月29日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、1番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 たんぼぼ	隠岐郡隠岐の島町港町天神原11-14	平成20年2月29日
株式会社 レーク・ケア	松江市玉湯町湯町334番地39	通所介護	湯の里 湖畔	松江市玉湯町湯町334番地39	平成20年4月10日
ティーエムファーマシー株式会社	雲南市大東町飯田92-7	居宅療養管理指導	エイト薬局	雲南市大東町飯田92-7	平成20年4月15日
ティーエムファーマシー株式会社	雲南市大東町飯田92-7	介護予防居宅療養管理指導	エイト薬局	雲南市大東町飯田92-7	平成20年4月15日
上田 雅康	松江市国屋町227-9	居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町102	平成20年4月1日
上田 雅康	松江市国屋町227-9	介護予防居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町102	平成20年4月1日

島根県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	訪問看護	訪問看護ステーション せきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年3月30日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション せきせい	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年3月30日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護老人保健施設	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年3月30日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年3月30日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	短期入所療養介護	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年3月30日

石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成20年3月30日
社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町2-19	居宅介護支援事業	出雲医師会立 平田訪問看護ステーション「コスモス」	出雲市平田町2112-1	平成20年1月22日
山辺 秀悦	出雲市湖陵町三部560-2	居宅療養管理指導	山辺歯科医院	出雲市湖陵町三部560-2	平成20年3月31日
山辺 秀悦	出雲市湖陵町三部560-2	介護予防居宅療養管理指導	山辺歯科医院	出雲市湖陵町三部560-2	平成20年3月31日
筒井 哲雄	雲南市大東町飯田92-7	居宅療養管理指導	エイト薬局	雲南市大東町飯田92-7	平成20年3月31日
筒井 哲雄	雲南市大東町飯田92-7	介護予防居宅療養管理指導	エイト薬局	雲南市大東町飯田92-7	平成20年3月31日
上田 雅康	松江市国屋町227-9	居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2F	平成20年3月31日
上田 雅康	松江市国屋町227-9	介護予防居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2F	平成20年3月31日

島根県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		休止する事業	事業 所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町2-19	居宅介護支援事業	出雲医師会立 平田訪問看護ステーション「コスモス」	出雲市平田町2112-1	平成19年8月1日

島根県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年 4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 楽屋	通所介護	楽屋	邑智郡邑南町井原3207番地 6	平成20年 4月10日
	介護予防通所介護			

株式会社 原商	福祉用具貸与	株式会社 原商 松江事業所	松江市西法吉町36番地28号	平成20年 4月21日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第391号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
求院地区 区画整理事業 第1工区（県営経営体育成基盤整備事業）	平成20年3月31日
求院地区 区画整理事業 第2工区（県営経営体育成基盤整備事業）	平成20年3月31日
ぐい地区 用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）	平成20年3月11日

島根県告示第392号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6月17日	10時～	松江市宍道町昭和1番地 松江市宍道支所	宍道東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月16日	19時～	邑智郡川本町大字川下3005-2 ふれあい公園笹遊里	笹田キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月17日	19時～	邑智郡美郷町都賀本郷163番地 美郷町役場大和事務所	大和東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月26日	18時30分～	江津市江津町1525 江津市職員共済会館	島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月12日	18時30分～	浜田市金城町下来原171 みどりかいかん	伊木・水上谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月20日	13時30分～	益田市波田町イ538-1 真砂地区振興センター	馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 4月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院情報システム管理室情報システムスタッフ

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南 2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

110,724,600円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 4月30日

島根県立中央病院 病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院情報システム管理室情報システムスタッフ

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 島根県松江市学園南 2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

82,388,649円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成20年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成20年4月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成20年5月7日（水）～同年6月13日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月6日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	50名	警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	2名	
武道A	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者
武道A	次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成20年 7月13日（日） 受付時間 8：40～9：00 試験時間（予定） 9：30～17：00	松江市	島根県職員会館 （松江市内中原町） 又は 島根県市町村振興センター （松江市殿町）	7月31日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
		浜田市	島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	
第 2 次 試 験	平成20年 8月24日（日）～27日（水） 詳細は第 1 次試験合格通知により連絡する。 武道 A 試験の一部科目については、8月下旬に松江市で実施予定。	松江市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	9月11日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

採用区分「男性」と「武道 A」は併願可とする。但し、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道 A」両方で合格対象者となった場合は、「武道 A」から先に判断し、「武道 A」合格者は、大学卒（男性）では、合格対象としないこととする。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 男性・女性（大学卒）

区分	試験種目	内 容	
第 1 次	教養試験（180点）	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験	
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。	
		男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
女	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 		

試 験		性 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	人物試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上	
	柔道	初段以上(講道館認定)
	剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定)
確 認 方 法	対象特技を証明する書類(合格証書・段位証書等)の原本とその写し(A4判)を第1次試験受付時に提出する。	
	次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。	
	ア	原本を第1次試験の受付時に提出できない場合
	イ	提出された書類で必要事項が確認できない場合

(2) 武道A

区分	試験種目	内 容																
第 1 次 試 験	教養試験(100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(武道A:大学卒業程度)																
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="10">男 性</td> <td>・身 長</td> <td>おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体 重</td> <td>おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>・胸 囲</td> <td>おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・視 力</td> <td>両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>・色 覚</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>・聴 力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>・指及び関節</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男 性	・身 長	おおむね160センチメートル以上	・体 重	おおむね47キログラム以上	・胸 囲	おおむね78センチメートル以上	・視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上	・色 覚	職務遂行に支障がないこと。	・聴 力	職務遂行に支障がないこと。	・指及び関節	職務遂行に支障がないこと。	・その他
男 性	・身 長	おおむね160センチメートル以上																
	・体 重	おおむね47キログラム以上																
	・胸 囲	おおむね78センチメートル以上																
	・視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上																
	・色 覚	職務遂行に支障がないこと。																
	・聴 力	職務遂行に支障がないこと。																
	・指及び関節	職務遂行に支障がないこと。																
	・その他	握力及び肺活量が一定の基準以上であること。																

第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官 (武道) として職務遂行上必要な体力、技能を有するかどうかの実技試験 課題技を与える基本的技能 試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒 (角形 2 号) を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者 (島根県警察本部長) からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6 ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成20年 4月 1 日現在、大学卒22歳で月額197,200円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

